

【フラット35】地域連携型

群馬県版

地方公共団体による
補助金交付等とセットで
フラット35の金利を引下げ



子育て世帯や地方移住者等の
マイホーム取得を応援！

当初5年間の
借入金利

年0.25%引下げ (注)

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 **年0.5%引下げ** (注)

☎お電話でのお問い合わせ（お客さまコールセンター）

ハロー フラット35

0120-0860-35

通話
無料

営業時間▶9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）
ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ（有料）

フラット35サイト

【フラット35】地域連携型
を利用できる地方公共団体などを
確認できます！



フラット35

検索



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency



・【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
・外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

令和3年4月現在

群馬県内で連携する地方公共団体

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	お問い合わせ先
前橋市	前橋市空き家対策支援事業 (二世帯近居 同居住宅支援事業) 補助金	都市計画部 建築住宅課 027-898-6081
	前橋市空き家対策支援事業 (老朽空き家対策事業) 補助金	
富岡市	富岡市移住促進奨励金	総務部 地域づくり課 0274-62-1511
中之条町	中之条町定住促進対策住宅取得費補助金交付事業	企画政策課 0279-75-8837

※補助事業等の要件以外に、【フラット35】地域連携型固有の要件がある場合があります。機構HPに掲載している【フラット35】地域連携型利用申請書により内容を確認をしてください。

(注) ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

●2021年3月末までに【フラット35】子育て支援型または【フラット35】地域活性化型で借入申込みし、2021年4月以降に資金実行される場合でも金利引下げの対象となります。

●【フラット35】Sの利用に当たっては、省エネルギー性等の技術基準に適合する必要があります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

●【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付などが終了した場合も受付を終了させていただきます。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

●【フラット35】地域連携型とは別に【フラット35】地方移住支援型もあり、当初10年間年0.3%引下げとなります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

●【フラット35】地域連携型と【フラット35】地方移住支援型を併用することはできません。

●【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なりますので、事前にご確認ください。